



# 広島県央商工会報

2025年12月号  
広島県央商工会  
TEL082-437-0180  
FAX082-437-0250  
<https://skk.hh-kenoh.jp/>  
E-mail kenoh@hint.or.jp

## 源泉所得税の納付・年末調整

給与や退職手当、税理士等の報酬・料金の源泉所得税は、原則徴収した日の翌月10日が納付期限となっています。但し、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者は、年2回にまとめて納付する届出書を事前に税務署に提出していると「納期の特例制度」を利用できます。源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限は下記の通りです。

一般…令和8年1月13日（火） 納期の特例…令和8年1月20日（火）

※当会で年末調整等をされている方は、賃金台帳・各種証明書等の書類一式を、お早めにご持参ください。

### ～年末調整の主な変更点～

#### 1. 基礎控除と給与所得控除の引き上げ

基礎控除は、合計所得金額に応じて従来の48万円から**58万円～95万円**に引き上げられます。給与所得控除の最低保障額も、**55万円から65万円**に引き上げられます。これにより、「103万円の壁」が実質的に**「160万円の壁」**に変更されます。

納税者本人の所得	令和6年以前	令和7・8年	納税者本人の所得	令和6年以前	令和7・8年
132万円以下	48万円	<b>95万円</b>	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
132万円超 336万円以下		<b>88万円</b>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
336万円超 489万円以下		<b>68万円</b>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
489万円超 655万円以下		<b>63万円</b>	2,500万円超	0円	0円
655万円超 2,350万円以下		<b>58万円</b>			

※令和7年分の上記規定は、令和7年12月1日に施行されます。

#### 2. 特定親族特別控除の新設

19歳以上23歳未満の扶養親族で、所得が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合、年収123万円超188万円以下）の場合に適用される「特定親族特別控除」が新設されます。

この控除を受けるには、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。

#### 3. 扶養親族等の所得要件の緩和

扶養控除や配偶者控除の対象となる扶養親族等の所得要件が、従来の48万円以下から**58万円**以下に緩和されます。これにより、「103万円の壁」が**「123万円の壁」**へ実質的に変更されます。

## 令和7年（2025年） 年収の壁一覧

	壁（万円）	100	106	110	123	130	150	160	188	201	
働く本人の収入	所 得 税	かかるない								かかる	
	住 民 税	かかるない		かかる							
	社会保険料	かかるない	企業規模次第でかかる								
扶養される人の年収（妻・子など）	所 得 税	扶養内			扶養外						
	社会保険料	扶養内				大学生年代以外は扶養外			大学生年代も扶養外		
	配偶者控除	対象			対象外						
	配偶者特別控除	—	—	—	対象			減少	対象外		
	扶養控除	対象			対象外						
	特定親族特別控除	—	—	—	対象			減少	対象外		

## 令和8年1月1日からの下請法・下請振興法が取適法・振興法に変わります！

法律名の変更	「下請法」から「 <b>中小受託取引適正化法</b> 」	「下請中小企業振興法」から「 <b>受託中小企業振興法</b> 」
用語の見直し	「親事業者」→「 <b>委託事業者</b> 」、「下請事業者」→「 <b>中小受託事業者</b> 」、「下請代金」→「 <b>製造委託等代金</b> 」	
改正のポイント	1. 協議に応じない一方的な価格設定の禁止 2. 手形払等の禁止 3. 適用基準に従業員基準を追加 4. 対象取引に特定運送委託を追加 5. 面的執行の強化	1. 多段階の事業者が連携した取り組みへの支援 2. 国・地方公共団体の責務規程新設 3. 主務大臣による権限強化「勧奨」 4. 対象の追加

【お問い合わせ】公正取引委員会 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課 TEL 082-228-1520(直)

## 新年互礼会のご案内

新年互礼会を下記の内容で開催致します。年始の大変お忙しい時期とは存じますが、多くの事業所の方がご参加くださいますようお願い致します。

日 時：令和8年1月6日(火)15:00～16:30

場 所：広島県央商工会 2階講習会室

会 費：一人 500円(当日徴収します)

申込期日：令和7年12月22日(月)

申込方法：FAXまたは、広島県央商工会へお渡しください。

お願い：当日はお酒が出ますので飲酒される方は、乗合せ等をお願いいたします。



## 事業者交流会のご案内

商業部会主催で交流会を下記の内容で開催致します。厚生労働省の助成金制度の紹介、事業計画策定事業者の策定に至った経緯・成果について説明します。ご多忙のことと存じますが、多くの事業所の方がご参加くださいますようお願い致します。

日 時：令和8年2月17日(火)15:00～18:00

場 所：広島県央商工会2階講習会室

(1時間半説明会後交流会)

会 費：1,000円(当日徴収します) 定員：20名

申込方法：FAXまたは、広島県央商工会へお渡しください。

お願い：アルコール等も準備しておりますので、お車の方はその点をご留意ください。

## 健康診断助成金制度のご案内

現在、商工貯蓄共済にご加入いただいている方は、  
健康診断助成金制度をご利用できます。

受診から1か月以内に、健康診断の領収証(原本)と  
ご印鑑を当会までお持ちください。保有されている口数に  
応じて次のように助成金額が異なります。



商工貯蓄共済へご加入されていない方は、この機会にぜひ加入  
の検討をお願いいたします。詳しくは当会までお問い合わせください。

加入口数	助成金額	加入口数	助成金額
1 口	1,500円または 検診費用の半額	4 口	7,500円または 検診費用の半額
2 口	3,000円または 検診費用の半額	5 口	10,000円または 検診費用の半額
3 口	5,000円または 検診費用の半額	6 口以上	15,000円または 検診費用の半額

※ただし、いずれか低い額

保険・共済の見直しをしませんか？

## 「保険相談会」好評開催中！

現在、当会では広島県商工会連合会より  
保険アドバイザーの派遣を受け、会員の皆様を  
対象に「保険相談会」を開催しています。

加入中の保険や共済について、ライフスタイルに  
合った内容かどうかを診断し、分かりやすくご説明  
し、大変好評をいただいております。



相談会では、保険に関する疑問や不安を解消できるほか、保険料  
が安くなる可能性もあります。事業における固定費の見直しや家計の  
負担軽減にもつながる有意義な機会です。

開催日時や場所などの詳細は都度ご案内しております。ぜひこの  
機会に広島県央商工会へお問い合わせください。

## 外国人技能実習生受け入れに関するアンケートのご協力について

広島県央商工会の今後の事業展開の参考とするため、外国人技  
能実習生の受け入れに関する関心やご意向についてお伺いいたしま  
す。同封しておりますアンケートにて回答の協力のほどよろしくお願  
いいたします。

### 【回答方法】

12月26日(金)までにFAXにてご提出をお願いいたします。

あなたの“未来”応援します。

GOVERNMENT EDUCATIONAL LOANS

## 国の教育ローン



お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年3.15% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、  
「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」  
または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円  
(所得356万円)以内の方」は年2.75%  
(令和7年11月4日現在)

【ご返済期間】 20年内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、塾代、  
自宅外通学に必要な住居費用など

【ご返済方法】 每月元利均等返済

(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育金融資保証基金  
(連帯保証人による保証も可能)

【お問い合わせ】 教育ローンセンター  
TEL: 0570-008656 (ナビダイヤル)  
03-5321-8656

## 《償却資産（固定資産税）の申告のお願い》

事業を営んでいる法人や個人事業主が市内に所有している償  
却資産は、固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有されている方は、令和8年1月1日現在の償  
却資産の内容を、令和8年2月2日(月)までに申告してくだ  
さい。(地方税法第383条)

償却資産とは：土地、家屋以外の事業の用に供するこ  
ができる資産。工場、商店、太陽光発電や、アパート、駐車場等の  
賃貸業などを経営している方が、その事業のために用いるこ  
ができる構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品等をい  
います。

※前年度に申告されている方には、12月に申告書を送付して  
います。新たに事業を始めた方や申告書が届いていない  
方は、資産税課までご連絡ください。

※償却資産の実地調査をお願いする場合があります。その場合  
にはご協力をお願いします。(地方税法第408条)

※詳しくは東広島市ホームページをご覧いただきか  
資産税課へお問い合わせください。

○問合せ先 東広島市資産税課 TEL:082-420-0911



## マル経融資金利について

令和7年12月1日現在のマル経融資の金利は、2.10%です。

## 年末年始休業のお知らせ

本 所：令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)  
北部支所：令和7年12月26日(金)～令和8年1月6日(火)

次回会報発行予定

1月下旬